

松本市女性センター ネットワーク室利用方法

(令和3年4月1日)

ネットワーク室、松本市女性センター条例第3条の事業目的達成のため活動する団体が利用できますが、下記の点に注意してください。

記

1 ネットワーク室利用を希望する団体は、利用申請書（様式第1号）を提出してください。

添付書類：会員名簿、年間活動計画、規約（会則）

2 利用できる団体の要件は、次のとおりとします。

- (1) 5名以上で構成する団体であること。
- (2) 団体の活動目的が女性の自立と男女共同参画社会の形成に向けたものであり、かつ年間の活動計画があること。
- (3) 代表者または役員等の連絡先が市内にあること。
- (4) 政治活動・宗教活動・営利活動を目的としないこと。
- (5) 宗派・流派の活動を行う団体でないこと。
- (6) 女性センターが開催するイベント・講座等に参加し、他の利用団体との交流、親睦を積極的に図る団体であること。

3 利用期間は、利用が可能になった日から、その年度末までとします。

4 ネットワーク室の利用方法

- (1) 利用申請書を提出いただき、許可された団体は、利用日の2ヵ月前から予約申し込みができます。
- (2) 「松本市女性団体連絡協議会」加入団体は、月2回までの利用分については年間予約することができます。

5 ネットワーク室・備品・器具等を汚損、破損した場合は、修復の実費を利用団体で負担していただきます。

6 ネットワーク室の利用条件に適合しない場合、もしくは著しく利用条件に反した場合は、利用をお断りする場合があります。

* 「松本市女性団体連絡協議会」の加入を希望される団体は、人権共生課にご連絡ください。